○文部科学省告示第九十三号

科学研究費補助金取扱規程（昭和四十年文部省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日

文部科学大臣　髙木　義明

第三条第二項中「第百五十九号」の下に「。以下「振興会法」という。」を加える。

第四条第一項中「及び第三項」を削り、同条第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条の規定にかかわらず、振興会法第十八条第一項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第四号に掲げる者が、既に交付を受けている科学研究費補助金事業と第六条第一項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。

一　基金助成金の不正使用を行った者

二　基金助成金の不正使用を共謀した者

三　振興会法第十七条第二項の規定により準用される法第十一条第一項の規定に違反して基金助成金の使用を行った補助事業者（前二号に該当する者を除く。）

四　第一号若しくは第三号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定が取消された事業（以下「交付決定取消助成事業」という。）を行った研究代表者若しくは研究分担者（前号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第一号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消助成事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消助成事業の研究代表者若しくは研究分担者

五　偽りその他不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

六　不正行為があったと認定された者

第六条第一項中「（振興会において審査・評価を行うものを除く。）」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第七条第一項中「及び第三項」を削り、同条第二項ただし書を削る。

第十三条第二項中「科学研究費補助金」の下に「又は基金助成金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢八五〇三の一、八五一八の一、八五一八のイ、八五一九の一、八五一九の二、八五一九のイの一、八五五六、八五五七の一、八五五八の一、八五五八の二、八五五八のロ、八五五九、八五六一の一から八五六一の六まで、八五六一の八、八五六一のイ、八五六一のロの二、八五六二の一、八五六三の一、八五六四の一から八五六四の三まで、八五六四のイ、八五六五から八五六七まで、八五六八のイ、八五六八のロ、八五六九、八五七〇、八五七一の一、八五七二、八五七三、八五七四の一から八五七四の五まで、八五七五の一、八五七五の二、八五七六のロ、八五七七から八五八一まで、八五八二の一から八五八二の四まで、八五八三、八五八四の三九から八五八四の五七まで、八五八四の五九から八五八四の六五まで、八五八五の二八、八五八五の二九、八五八六の一、八五八六のロ、八五八七、八五八八の一、八五八九の一、八五八九のイ、八五九〇の一、八五九〇の二、八五九一の一、八五九一のロ、八五九二の一から八五九二の三まで、八五九二のニ、八五九二のホ、八五九二のヘ、八五九三、八五九四の一から八五九四の四まで、八五九四のロ、八五九四のハ、八五九五、八五九六の一から八五九六の三まで、八五九七の一、八五九七のロ、八五九八、八五九九、八六〇〇の一、八六〇〇の二、八六〇一の一、八六〇一のロ、八六〇二の一、八六〇二のロ、八六〇三から八六〇九まで、八六一〇の一、八六一〇の二、八六一一から八六一七まで、八六一八の一、八六一八の二、八六一九、八六二〇の一、八六二〇の二、八六二一の一、八六二一の二、八六二二の一、八六二二の二、八六二三の一、八六二三のロ、八六二四の一、八六二四の二、八六二五、八六二六、八六二七の一、八六二七のイの一、八六二七のイの二、八六二七のロの一、八六二八から八六三四まで、八六三五の一、八六三六、八六三七のイ、八六三八の一、八六三八の二、八六三八の四、八六九八の一、八六九九から八七〇四まで、八七〇五の一、八七〇五の二、八七一五の七八から八七一五の八〇まで、八七一五の八三、八七一五の八四、八七一六の三九、八七一六の四〇、八七三五、八七三九、八七四〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町田立二〇九六の一、二〇九六の三五、二〇九六の七〇、二〇九六の一五六、二〇九六の一五七、二〇九六の一六七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字小木曽一一四六の三、四六三九の一、四六三九の二、四九五九の二三、四九五九の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字菅八五二の二・八五二の二七・八五三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備